改正後

令和4年11月1日(改定)

【小中台剣友会】稽古継続のための感染予防ガイドライン (略)

稽古の実施に当たって

●稽古<u>実施</u>に当たっては、千葉県・千葉市・千葉県剣道連盟・千葉市剣道連盟・小中台小学校(以下、「連盟等」)の方針を遵守する。

(略)

稽古を始める前に

- ●自宅との往復時は連盟等の指示に従いマスクを着用する。
- ●体調管理を徹底する。
- ・稽古前に自宅にて検温を行い、発熱がある場合は稽古を見 合わせる。
 - ・咳、咽頭痛、倦怠感・胸部の不快感・息苦しい症状その他 の体調に異常がある場合は稽古を見合わせる。

<u>(削除)</u>

・味覚・嗅覚異常など、新型コロナウィルス感染の可能性の

現行

令和3年11月6日(改定)

【小中台剣友会】稽古継続のための感染予防ガイドライン (略)

稽古の実施に当たって

●稽古<u>を再開する</u>に当たっては、千葉県・千葉市・千葉県剣道連盟・千葉市剣道連盟・小中台小学校の方針を遵守する。

(略)

稽古を始める前に

- ●自宅との往復時はマスクを着用する。
- ●体調管理を徹底する。
- ・稽古前に自宅にて検温を行い、発熱がある場合は稽古を見 合わせる。
 - ・咳、咽頭痛、倦怠感・胸部の不快感・息苦しい症状その他 の体調に異常がある場合は稽古を見合わせる。
 - ・<u>直近2週間で平熱より体温が高いなど、風邪の自覚症状が</u> ある場合は稽古を見合わせる。
 - ・味覚・嗅覚異常など、新型コロナウィルス感染の可能性の

症状がある場合は稽古を見合わせる。

(削除)

- ・基礎疾患を有する者は、稽古参加に関し主治医の了承を得 たうえ、会長に報告する。
- ●休校・学級閉鎖となった場合、当該校・学級の者は稽古を見 合わせる。
- ●体育館入館前に検温および消毒液による手指の除菌を行う。
- ●着替えは原則自宅で行う。更衣室を使用する場合は、交代で 使用する。
 - (削除)

モップ掛けの際は手袋を着用する。

●共用部分(ドア把手・蛇口・トイレレバー・洗浄ボタン・照 明スイッチ等)の消毒を行う。消毒作業は保護者が行い、手袋を|明スイッチ等)の消毒を行う。消毒作業は保護者が行い、手袋を 着用する。

稽古に当たって

(削除)

- ●整列時の相互間隔を保持する。
- ●準備体操、素振り等は、原則一列となって同じ方向を向き、向か い合わない。
 - ●2 列以上になる場合はおよそ 2m の距離を取る。
 - ●体育館に入館する者は連盟等の指示に従いマスクを着用する。
 - ●稽古時の発声は正しく行う。
 - ●稽古時、元立ち間の間隔は2メートル以上とする。

症状がある場合は稽古を見合わせる。

- ・感染が疑われる者と接触した場合は稽古を見合わせる。
- ・基礎疾患を有する者は、稽古参加に関し主治医の了承を得 たうえ、会長に報告する。
- ●体育館入館前に検温および消毒液による手指の除菌を行う。
- ●着替えは原則自宅で行う。更衣室を使用する場合は、交代で 使用する。
 - ●児童生徒による雑巾がけは行わない。モップにて床の清掃を 行う。モップ掛けの際は手袋を着用する。
- ●共用部分(ドア把手・蛇口・トイレレバー・洗浄ボタン・照 着用する。

稽古に当たって

- ●立礼により開始する。座礼は行わない。
- ●整列時の相互間隔を保持する。
- ●準備体操、素振り等は、原則一列となって同じ方向を向き、向か い合わない。
 - ●2 列以上になる場合はおよそ 2m の距離を取る。
 - ●体育館に入館する者はマスクを着用する。
 - ●稽古時の発声は正しく行う。
 - ●稽古時、元立ち間の間隔は2メートル以上とする。

- ●休憩時間中は<u>連盟等の指示に従い</u>マスクを着用する。過度な接触は避ける。
- ●マスクは鼻を覆って着用する<u>など、着用方法は連盟等の指示に</u> <u>従う。</u>
 - ●稽古時に使用するマスクは、通気性の良いものを推奨する。
 - ●保護者観覧の際は十分な間隔を空ける。マット使用<u>については</u> 学校の指示に従う。

(略)

稽古の後に

(削除)

(略)

感染が判明した場合

●稽古の参加者(観覧保護者・指導者含む)が新型コロナウイルス 感染症を発症した場合は、直ちに会長へ報告する。会長はこれ を連盟等の指示に従い必要な機関へ報告する。ただし、個人情 報の取り扱いには十分注意する。

(削除)

- ●発症者は保健所の指示に従い療養を行う。療養終了後は稽古 参加して差し支えない。
- ●濃厚接触者は保健所の指示に従い自宅待機する。待機期間終

- ●休憩時間中はマスクを着用する。過度な接触は避ける。
- ●マスクは鼻を覆って着用する。
- ●稽古時に使用するマスクは、通気性の良いものを推奨する。
- ●保護者観覧の際は十分な間隔を空ける。マット使用不可。

(略)

稽古の後に

●立礼により終了する。座礼は行わない。

(略)

感染が判明した場合

- ●稽古の参加者(観覧保護者・指導者含む)が新型コロナウイルス 感染症を発症した場合は、直ちに会長へ報告する。会長はこれ を学校およびスポーツ振 興課および千葉市剣道連盟へ報告す る。ただし、個人情報の取り扱いには十分注意する。
- ●発症者もしくはその疑いがある者があった場合は、最低2週間の 稽古中止期間を設ける。

了後は稽古参加して差し支えない。

その他

- ●用具の貸し借り・共用はしない。
- ●出稽古を受け入れる場合は、十分な感染症対策を講じる。受け 入れ可否については、執行部にて検討のうえ決定する。

<出稽古受け入れ条件>

(削除)

- ・当会における感染症対策を順守すること。
- 事前連絡をすること。

(削除)

・感染者・濃厚接触者があった場合に相互連絡が可能であること。

(削除)

●会の活動として合同練習・大会等に参加する場合は、主催者が 十分な感染症対策を講じていることを確認する。参加可否について

その他

- ●用具の貸し借り・共用はしない。
- ●出稽古を受け入れる場合は、十分な感染症対策を講じる。受け 入れ可否については、執行部にて検討のうえ決定する。
 - <出稽古受け入れ条件>
 - ·受け入れ人数は指導者·引率者·見学者等を含め 20 名までと すること。
 - ・当会における感染症対策を順守すること。
 - 事前連絡をすること。
 - ・名簿の提出等により、参加者の氏名・連絡先・目的(練習参加/ 引率・指導/見学等)を申告すること。
 - ·入館時もしくは稽古中に体調不良者が発覚した場合、該当者は 速やかに退出すること。その他の出稽古参加者は会長の指示 に従うこと。
 - ・感染者・濃厚接触者があった場合に相互連絡が可能であること。
 - ・主な活動地域における感染状況・行動制限が許容できる範囲 であること。
 - ・12歳以上の者である場合、ワクチン接種を推奨する。
- ●会の活動として合同練習・大会等に参加する場合は、主催者が 十分な感染症対策を講じていることを確認する。参加可否について

は執行部にて検討のうえ決定する。

- ●個人で出稽古等に参加する場合は、感染症対策を徹底する。出稽古等において感染者もしくは濃厚接触者となった場合は、速やかに会長に報告する。
- ●合同練習・大会等を主催する場合は、主催者として十分な感染 症対策を講じる。主催可否については執行部にて検討のうえ決 定する。
- ●稽古の時間以外も感染症拡大防止に努める。
- ●消毒等で使用した廃棄物は会長が処分する。会長が不在の場合は副会長もしくは役員がこれを代行する。
- ●校庭の遊具は利用しない。
- ●陽性判明・濃厚接触者該当・休校・学級閉鎖等による外出自粛に伴い稽古自粛した場合は、出席したものとして出欠数を算定する。

は執行部にて検討のうえ決定する。

- ●個人で出稽古等に参加する場合は、感染症対策を徹底する。出稽古等において感染者もしくは濃厚接触者となった場合は、速やかに会長に報告する。
- ●合同練習・大会等を主催する場合は、主催者として十分な感染 症対策を講じる。主催可否については執行部にて検討のうえ決 定する。
- ●稽古の時間以外も感染症拡大防止に努める。
- ●消毒等で使用した廃棄物は会長が処分する。会長が不在の場合は副会長もしくは役員がこれを代行する。
- ●校庭の遊具は利用しない。